

大槻家族農業経営論の検討

武 部 隆

1 はじめに

本稿の目的は、家族農業経営をめぐる諸問題に関して、大槻氏がどのような見解をもっていたかを、明らかにすることにある。大槻氏の家族農業経営に対する考え方は、農業生産の本質ないしは特質の上に立ち立てられたものであり、また、大槻氏が小農論者であったこともよく知られた事実である。しかし、大槻氏が小農論者であった理由については必ずしもよく知られているとは思われないので、本稿では、その理由を明らかにしうるような節別構成をとりつつ、上記目的に迫ることとした。

まず、次節で農業生産の概念規定を、続いて3節で農業生産が家族経営として営まれざるをえない理由を、4節で家族農業労働を、そして最後に5節で家族農業経営重視の政策論をそれぞれ考察し、家族農業経営をめぐる諸問題に対する大槻氏の見解を明らかにすることとしたい。

なお、本稿にいう小農とは、大槻氏も明言するように、「賃労働を以てする資本主義企業経営に対立する概念としての小農経営」であって、「家族労働力だけで組織せられている範囲の小労働力組織規模の経営¹⁾」すなわち家族農業経営を指している。

1) 大槻正男『農業労働論』(昭和16年、西ヶ原刊行会) 131頁。

2 農業生産の概念規定

大槻氏が農業生産の概念をどのように規定していたかについては、必ずしも明快ではない。しかし、『農業労働論』(昭和16年、西ヶ原刊行会)の57～73頁に、氏の農業生産に対する基本的な考え方が表明されていたように思われる。

それによると、「労働の対象化行程即ち生産行程は、之を原始生産と加工生産とに分つことが出来……加工生産とは、労働の対象物が既に労働の対象化せられている労働の生産物であるもの(原料=筆者)を……原始生産とは未だ労働の加えられざる自然そのものが労働の対象である場合」をいい、「工業生産は前者に……農業生産や鉱業生産は後者に属し」、「漁業、狩猟等も……その対象は自然既成の生産物であって原始生産」に属する、としている。

また、「原始生産」は、「生産行程が、無機技術的、機械的行程であるか、有機的行程であるかに従って鉱業生産と農業生産とに分つことが出来……漁業、狩猟等も……その労働対象化行程(生産行程=筆者)は無機技術的であって……鉱業生産に近いものである」という。

生産の産業別分類	生産行程の労働対象面		生産行程の技術面	
	自 然	労働の生産物 (原 料)	有機的行程	無機的行程
農 業 生 産	原始生産		有機的生産	
漁業・狩猟・鉱業生産				無機的生産
工 業 生 産		加工生産		

図1 農業生産の位置

「加工生産」は当然のことながら「無機的生産」であるから、大槻氏は、農業生産の位置を他産業の生産との関連で図1のようにいちおう捉えた上で、59頁9行目において、「農業生産の本質をなすものは……有機的生産である」と概念規定しているように思われる。

それでは、大槻氏のいう「有機的生産」、同じことだが「生産行程が……有機的行程である」とは、いったい何を意味するのであろうか。「無機的生産一般に於ては、労働の対象化行程(生産行程＝筆者)は今日の生産技術的条件の下に於ては殆んど完全に生産者たる人間の意思の支配下に立ち、必要な物質の分離・結合を意のままに進行させることができる」のに対して、「有機的生産に於ては主として物質の分離・結合を行うものは生産者の意思から何等拘束を受けない生物——即ち作物や家畜——の内部に作用する夫等の生ける生命であり……従って労働の対象化は、夫等の生命の自然的展開のまにまに、受動的、補助的に行われるに過ぎない」のであるが、このような「有機的生産」の中に収穫・調製およびと畜等の「無機的な加工行程……は……包含せらる可きものでない」という。さらに、農業労働を「本質的労働」と「付随的労働」とに分けて、「農業の本質的労働即ち有機的生産労働のうちに於ても、その有機度に差異が認められ……直接的に動植物の個体に加えられる労働(「直接的育成労働」＝筆者)」ほど「作物(および家畜＝筆者)育成の床たる土地(および畜舎等＝筆者)に予想的に加えられる各種の耕耘(および畜舎等に加える準備的＝筆者)労働(「間接的育成労働」＝筆者)」よりもその程度(有機度)が高い、とする。

以上から、大槻氏のいう「有機的生産」とは、有機的生命体そのものの直接的・間接的育成にある、と想定することができるから、大槻氏がいわんとした農業生産の本質は、有機的生命体そのものの直接的・間接的育成にある²⁾、と概念規定されていることが推察できる。

確かに、農業生産の本質は、有機的生命体そのものの直接的・間接的育成にあるのだが、しかし大槻氏にあっても、かかる概念規定はあくまでも狭義ないしは本質にかかわるもので、「本質的農業労働」(「直接的・間接的育成労働」)に付随した「付随的農業労働」(「収穫調製労働・農産加工労働」およびと畜労働等)を伴っている場合には、その付随的労働の範囲までを含めて農業生産(広義)とみなしたとしても、氏が異論を唱えるものでは決してない。すなわち、いま、ある経済主体が農業生産をしているかどうかを判定する場合、「本質的農業労働」(「直接的・間接的育成労働」)がその経済主体における全労働の主要部分を占めているかどうか

かが問題となる、というわけである。

農業生産の本質を以上のように捉えた上で大槻氏は、「農業生産の本質的部分は……有機的
生産技術……の未発達なために、時間的並に空間的束縛から未だ解放せられずに、人為……が
所要せられる時点並に場所が不動的に固着している。しかも夫等が時間上並に空間上一定の位
置に極めて疎散的に散在している」として、67～73頁において、農業生産における3つの時間
的特質と2つの空間的特質を列挙する。

この場合、農業生産の特質が、「本質的農業労働」の時間的・空間的拡がりにおける特徴と
同一のものとして、いかえるならば「直接的・間接的育成労働」の時間的・空間的拡がり
における特徴と同値のものとして把握されるが、氏のいうこれら5つの特質とは、つぎのよう
なものである。

(i) 農業生産の時間的特質

- ① 農業生産における労働所要時の季節的固着性
- ② 農業生産における労働所要量の季節的不均等性
- ③ 農業生産における各種作業の不連続性

(ii) 農業生産の空間的特質

- ④ 農業生産における労働対象の空間的固着性
- ⑤ 農業生産における労働対象の空間的疎散性

ここで注意を要するのは、大槻氏が列挙したこれら5つの時間的・空間的特質は、耕種生産
の場合にはスムーズに受け入れられるものの、畜産それも中小家畜生産の場合には、必ずしも
的をえた特質とはならない場合も十分起こりうる、ということである。したがって、大槻氏が
上記の特質を解説した箇所（『農業労働論』62～69頁）における具体例は、すべて耕種生産で
あった。

- 2) 柏祐賢氏は、農業生産とは、「有機的生命体の経済的な獲得という人間の目的的な営為の秩序ある
いは体系に外ならない」としている。柏祐賢『農学原論』（昭和37年、養賢堂）125頁を参照。

3 家族農業経営の必然性

大槻氏が、農業生産において家族経営が出現せざるをえない論拠、すなわち農業生産におけ
る家族経営必然性の論拠を論じた箇所は、相当数にのぼるものと推察される。が、体系だてて
論じたところといえば、やはり『農業労働論』というべきであろう。したがって、同著にみら
れる家族農業経営出現の論拠を、ぜひとも検討しておく必要がある。

ところで、大槻氏のいう家族農業経営必然性の論拠は、基本的には、前節でみた農業生産の
特質、すなわち「本質的農業労働」の時間的・空間的拡がりにおける特徴の上に展開される。

すなわち、大槻氏は、農業生産における家族経営必然性の論拠を、大きく3つに分けて、第
1に農業生産の時間的・空間的特質との関連で、第2に現実労働に占める「遊戯部分」の割合

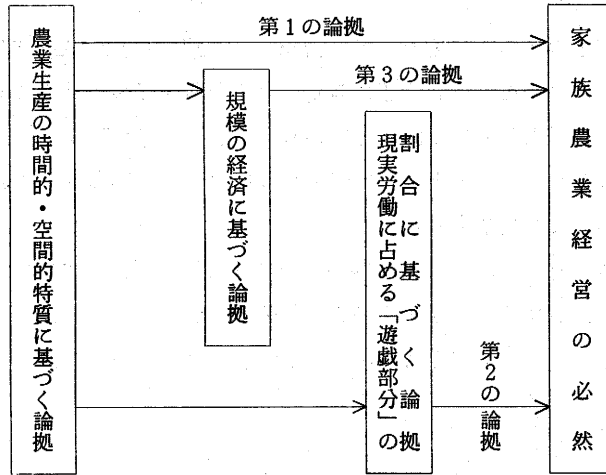


図2 家族農業経営必然性の論拠

との関連で、そして第3に規模の経済との関連で展開する。しかし、第2、第3の論拠はともに第1の論拠から派生するもので、第1の論拠が基本的論拠であったと考えるのが、妥当なように思われる（図2参照）。

このことを確認する意味で、氏のいう3つの論拠に若干の検討を加えておこう。

第1の論拠＝農業生産の時間的・空間的特質に基づく論拠。これは、農業生産は、①労働所要時の季節的固着性、②労働所要量の季節的不均等性、③各種作業の不連続性、という3つの時間的特質と、④労働対象の空間的固着性、⑤労働対象の空間的疎散性、という2つの空間的特質をもつが故に、家族農業経営の出現が必然化する、というものである。農業生産におけるこれら5つの一般的特質は、農業生産の本質（有機的生命体そのものの直接的・間接的育成）に根ざしたものであったことはいうまでもない。

まず、農業生産における3つの時間的特質は、つぎの「特殊事態」を生起せしめる。すなわち、農業生産は、熟練「分業労働者群及び専化機械を……継続的に利用し得て……分業と機械とが与うる利益を、百パーセント享受し得る」工業生産と違って、「時間的自由性」が欠如するため、「たとい単位時間当り能率が高」い「熟練労働者及び大機械」の利用が技術的に可能であったとしても、「それ等の継続的使用が不可能であり、1年の合計に於て僅々数週乃至数旬の使用に過ぎない場合が一般である。しかも専化せる能率の高い専化労働者及び大機械ほど使用される日数が減少する。1年の爾余の期間を無使用のまま休閑に付さねばならないという事情は、1日当りの労働費又は機械使用費を高からしめ、結局不経済となる場合が多いのである³⁾。」

だから、農業生産においては、たとえ技術上可能であったとしても、工業生産のような「賃労働形態」で大型の専化機械を用いる大企業経営の出現は抑制される。利潤があがりもしない

のに、資本主義的大企業化がなされる道理がない。すなわち、農業生産の時間的特質は、上記「特殊事態」を生起せしめ、したがって、農業生産における時間的非自由性を補うことを可能ならしめる「弾力的」な労働力の保有形態である家族農業経営を必然化させる、と大槻氏は考えるのである⁴⁾。

加えて、農業生産における上述の2つの空間的特質の存在は、いっそう家族農業経営出現の必然性を決定的なものにする、と大槻氏はいう。農業生産における空間的特質によって、「農業生産地域……の人口密度は著しく制限せられる。……人口が粗であるということは農業の……市場への参加を困難ならしめる。就中……労働市場が容易に成立し難い⁵⁾。」たとえ「労働市場が存するにしても……季節的継続的且つ直接的であって極めて不完全なものである。ために雇用関係が多くの場合人情関係・身分関係を随伴し、雇用労働者は雇主に対し多少とも隷属的な身分関係に入る。されば……労働所得率が……相当低くても尚且つ自家経営に家族労働として働くことをよりどり (prefer) する場合が多い⁶⁾。」すなわち「労働に関し出来るだけ自足自給をなそうと」し、必然的に「農業に於て家族労作的小農経営が……優越性を占める⁷⁾」ことになる。

もちろん、農業生産の空間的特質に基づく大槻氏のいう家族農業経営出現の論拠は、農村と都市を結ぶ交通手段の発達、強制力の強い土地制度（都市に隣接した大農業地帯の存在を可能とさせるような土地制度）の存在等によって、相当程度弱められるものであろう。わが国では、無秩序な都市の膨張、農村地域の乱開発等の経験が明瞭に示すように、都市に隣接して優良農地を残すことを可能とするような、強制力の強い土地制度の体系をいまだかつて持たなかったから、どちらかといえば、都市の外延的拡大と交通手段の発達とによって、農業生産における家族経営出現の必然性がいくぶん弱められてきたであろうことは、容易に想像できる。しかし、現在でもこの空間的特質が依然として、農業生産における家族経営必然性の論拠であり続けていることは、疑うことのできない事実である。

第2の論拠＝現実労働に占める「遊戯部分」の割合に基づく論拠。現実労働に占める「遊戯部分」の割合⁸⁾との関連で大槻氏が重視した家族農業経営必然性の論拠（第2の論拠）には、2つがあったと考えられる。1つは、「農業の生産行程の本質的主要部分を成す有機的生産行程は」、技術上、工業生産などとは違って「機械化が極めて困難である関係から……責任感と自発的な労働心とに富める優良質の労働を必要とする⁹⁾」が故に、それを可能とする「遊戯部分」の占める割合の比較的多い家族農業経営の出現が必然化する、というものである。機械化難易性にもとづく論拠とでもいうことができるであろう。

ところで、農業生産における機械化の困難性（機械作業によって代替しえない行程部分が相当残存している）は、大槻氏の説明をまつまでもなく、農業生産の時間的・空間的特質に起因するものであるから、この論拠は、前述の第1の論拠を前提にした上での論拠、すなわち第1の論拠から派生した論拠であるということが出来る。

2つは、生活満足度に基づく論拠とでもいうべきものである。「社会生活の粗な農村に生活することは、即ちとりも直さず社会生活を通しての生活満足が減殺される所以であり、単に労銀を目的とせる切売労働である賃労働である場合には、相当の高労銀が与えられるに非ずんば斯くの如き農業労働者たることをよろこばない。」しかし一般には、むしろ農村の方が都市より労賃が低い。「されば農業労働は、その主体が自然及び農業生産過程に興味と生活満足とを感じ、より多く自然に依存して生活する如き形態に於て保持するのなれば、充分な供給が獲られない。」すなわち、「遊戯部分」の占める割合の比較的多い労働形態が必要とされるのである。ところで、「労働主体が自然及び農業生産過程に興味と生活満足とを最も多く感ずる労働形態は、自己の経営に於て労働する小農労働（家族労働＝筆者）である¹⁰⁾」ことは言うまでもない。こうして、農業生産において家族経営の出現が必然化するというわけである。

ここで、農村の社会生活が粗となるのは、明らかに農業生産の空間的特質に起因するものであるから、この2つめの論拠も、前述の第1の論拠を前提にした上での論拠、すなわち第1の論拠から派生した論拠であるということができよう。

こうして、現実労働に占める「遊戯部分」の割合との関連で大槻氏が重視した家族農業経営必然性の2つの論拠（第2の2つの論拠）は、ともに第1の論拠から派生したものであることを、確認することができるのである。

第3の論拠＝規模の経済に基づく論拠。これは、農業生産の本質的部分である「有機的行程部分」においては、「無機的加工行程部分」と違って、時間・空間を征服した巨大な「分業協業組織」の形成が困難な故に、すなわち規模の経済が発揮できないが故に、家族農業経営の出現が必然化する、というものである。

大槻氏はいう。農業生産には3つの時間的特質が存在することから、農業生産においては、熟練「分業労働者群及び専化機械を……継続的に利用し得て……分業と機械とが与うる利益を、百パーセント享受し得る」工業生産と違って、「時間的自由性」が欠如して、「熟練労働者及び大機械の……使用が結局不経済となる場合が多い¹¹⁾」こと。さらに、農業生産における2つの空間的特質から、「農業生産に使用せられる農業機械は一般に可動的でなければならない」し、移動コストとの関係で「軽い機械でなければならない」こと。したがって、以上のような時間的・空間的制約によって農業生産に関しては、「現代技術の精華であるところの最も能率の高い定着組織の大機械設備を使用することが出来ない¹²⁾」こと。すなわち、規模の経済発揮の余地が小さいことから、家族農業経営の出現が必然化するのである、という。

ここでも、この第3の論拠は、農業生産における時間的・空間的特質に起因するものであるから、この第3の論拠も第2の論拠と同様、前述第1の論拠を前提にした上での論拠、すなわち第1の論拠から派生した論拠であるといわなければならない。

以上の考察から、大槻氏が、家族農業経営必然性の論拠を、基本的には、農業生産の時間的・空間的特質、すなわち「本質的農業労働」の時間的・空間的拮据における特徴との関連で

捉えていたことが、明らかとなろう。

- 3) 前出大槻『農業労働論』66～68頁。
- 4) さらに、共同経営の出現についても大槻氏は悲観的である。
- 5) 前出大槻『農業労働論』71～72頁。
- 6) 前出大槻『農業労働論』81頁。
- 7) 前出大槻『農業労働論』72頁。
- 8) 大槻氏は、「現実の労働なるものは……貨幣報酬を目的とせる労働（「経済的労働」＝筆者）であることには相違ないが、併しそれ以外の目的、在目的並にその他の在外目的をも併有する行動（「遊戯」ならびに「非経済的労働」のこと＝筆者）である」という。（前出大槻『農業労働論』15～16頁）
- 9) 前出大槻『農業労働論』114頁。
- 10) 前出大槻『農業労働論』72頁。
- 11) 前出大槻『農業労働論』66～68頁。
- 12) 前出大槻『農業労働論』69～70頁。

4 家族農業労働に対する基本認識

ここで、大槻氏の家族農業労働に対する基本認識を明らかにしておくことは、前節で検討した“農業生産における家族経営必然性の論拠”を補足する上において、また次節への橋渡しの意味においても有役であるので、本節では、いわば大槻家族農業労働論とでもいうべきものについて、一瞥しておくことにしよう。

さて、大槻氏の家族農業労働に対する基本認識は、『農業労働論』におけるつぎの表現に集約されているように見受けられる。すなわち、家族農業経営においては、「労働者と生産者（生産企業者＝筆者）とが同一人である関係から」、家族労働に対する報酬は、「社会的客観的に決定せられる生産物価格及び生産手段価格を通して社会から直接的に——雇主の手を通過せず——支払われる。従ってその所得は社会に直接依存し、他人の恣意に依存することがない。勤勉且つ能率的に労働することによりて、或は生産数量を増大し又は生産手段を節約して自主的に労働所得を増大することが出来」るため「雇用労働者の場合に於ける如くに、他人——雇主又は労働監督者——にその働きぶりを認めて貰う必要も良く認めて貰う必要もない。……かかる関係から、小農労働力（家族労働力＝筆者）は自然に賃労働者に比し、かげひなたなき不覇独立的な性質をもつ一般的な特徴を有す。更に……小農労働力（家族労働力＝筆者）はその農場に於て与えられている自然的事情（土地、気候等）、経済的諸事情並に経営計画・作業順序等を詳知して居り、生産過程とその結果とに興味と関心をもち得、労働心旺盛、生産上の必要に応じて或は労働集約度を強化し、或は労働時間を延長して自由に、何等社会的障害なしに弾力性を発揮することが出来る¹³⁾。」

大槻氏の家族農業労働に対する基本認識を以上のように集約すれば、つぎのような氏の論述もきわめて素直に解釈できよう。

すなわち、第1に、農業生産の時間的・空間的特質との関連では、家族農業経営における「家族労働力はその構成をみるときに主人、妻等いずれも農業生産及び家計兼用の労働力であって、普通時には生産と家計とに共用せられているが、農繁期に於ては家計労働を節約又は延期して、家族労働力の全部を総動員して生産用に供用し得る融通力を……有する」だけでなく、「労働心が旺盛であり且つ作業順序その他の経営計画を詳知する労働力である関係から、空間的に粗散的に、時間的に不連続的・臨機応変的に行われる農作業の性質にも拘らず指揮監督費を要せず……例えば農繁期等にありて」も、「自由に弾力性を発揮せしめ得て比較的容易にその増大供給を受けることが出来るところの、便宜良質にして廉価な労働である¹⁴⁾」。

しかし第2に、規模の経済との関連においては、家族農業経営の「家族労働は、血縁団体としての家族の構成規模によりて制約せられるところの自己封鎖性を有し、その供給量を自由に拡大し得ない」。すなわち、「労働を組織化し、分業と大機械との利用によりて労働の能率を増大する可能性を欠く短所を有する」が故に、「家族労働はそれ自体としては廉価な労働形態ではあるが、他面組織化によりてその能率を高める可能性の極めて低度な、従って能率を標準としては必ずしも廉価な労働形態ではない¹⁵⁾」。

そして第3に、現実労働に占める「遊戯部分」の割合との関連では、「世界の農業が、一般に家族経営 (family farm) 化してゆく事實は、農業生産は之を労働者 (小農者) の家族労働経営として営む場合に、その労働中に含まれる在內目的的行動部分 (「遊戯部分」=筆者) が著しく増大される性質の生産であるのに、之を資本主義経営として賃労働を以って営む場合には、労働中に含まれる在內目的的行動部分が、工業賃労働にもまして極小となり、純粋労働化するがためである¹⁶⁾」という。

以上、第1に農業生産の時間的・空間的特質との関連で、第2に規模の経済との関連で、第3に現実労働に占める「遊戯部分」の割合との関連で、大槻氏の家族農業労働に対する基本認識を、補足的に考察した。いずれも『農業労働論』によったが、家族農業労働に対する大槻氏の基本的な考え方が浮き彫りにされていて、興味深いところである。

ここで、以上のような家族農業労働に対する基本認識の上に、大槻氏がどのような装いで、わが国農業生産における家族経営重視の政策提言を行ってきたか、節を改めて検討しておくことにしよう。

13) 前出大槻『農業労働論』80頁。

14) 前出大槻『農業労働論』80～81頁。

15) 前出大槻『農業労働論』81～82頁。

16) 前出大槻『農業労働論』18頁。

5 政策的家族農業経営論

まず、戦前である。戦前、大槻氏がわが国策上家族農業経営を重要視した理由に、大きく分けて2つあった。1つは、農業生産力の維持発展のための手段としてであり、2つは、人口資

源の任務を遂行するための手段としてである¹⁷⁾。

この場合、大槻氏が、家族農業経営といっても、小作農より自作農にいつその期待を寄せていたことは、いうまでもない¹⁸⁾。自作農、小作農を峻別して考察するなら、大槻氏も指摘するように、公正の達成という観点をさらにつけ加える必要が生ずるであろう。しかし本稿では、自小作との関連で生ずる公正の見地にかかわる問題については、非常に重要ではあるが、言及することをしなかった。

さて、家族経営が農業生産力の維持発展のための手段として適しているという大槻氏の第1の主張の論拠は、3節でみた“農業生産における家族経営必然性の論拠”，および前節からおのずと明らかであるし、また注19に示した表現からも明らかなるところであろう¹⁹⁾。そこで、ここでは、興味あるつぎの大槻氏の指摘を考察するに止めることにしよう。

大槻氏は、「現実の労働なるものは……貨幣報酬を目的とせる労働（「経済的労働」＝筆者）であることには相違ないが、併しそれ以外の目的、在目的並にその他の在外目的をも併有する行動（「遊戯」ならびに「非経済的労働」のこと＝筆者）である²⁰⁾」という認識の上に、「労働者をしてその労働力利用集約度を高めしめる——即ちよく働かしめる——ため²¹⁾」の方策の1つとして、現実の所得獲得労働における「非経済的労働部分」の増大を提起していた。そして、「現実労働の中に含まれる非経済的労働部分を出来るだけ多からしめるためには……労働を尊び之に社会的榮譽を荷わしむる如き思潮の存することが必要である」が、「戦時下に入りて農民精神が祖国精神との関係に於て高調せられ、農業労働に国策の重要性が認められるに至りて、農民自身相当に矜持を以てて従事するように推移しつつあるは、寔に慶ばしき事象で、このことが、「農業労働力利用集約度の高度化に今日大に貢献している²²⁾」として、金沢夏樹氏のいういわゆる「エートス」論ともとれるような発言をしていた。

筆者が、大槻「エートス」論とでもいうべき大槻氏のこのような指摘をとくに取り上げたのは、家族農業経営が農業生産力の維持発展の手段として適しているという根本認識の上に、大槻氏流の「エートス」論が展開され、農業生産力のいつその高揚が、このような「エートス」に期待されていたことを強調したいがためであった。

それでは、家族農業経営が人口資源の任務を遂行するための手段としても適しているとする大槻氏の第2の主張の論拠とは、どのようなものであったろうか。

大槻氏によると、人口資源の任務には、人口の都市への集中が不可避の中にあって、量的側面の任務と質的側面の任務の2つがあるとす。量的側面の任務とは、国内の人口分布を佳良たらしめることであり、質的側面の任務とは、新鮮な血液を常に農村から都市に供給し続けることである²³⁾。人口資源の任務をこのように量質両面において捉えた上で、大槻氏は第2の主張の論拠をつぎのような点に求めた。

まず、量的側面の任務遂行のための手段としての家族農業経営に関して。「農業生産に於ては……機械化が極めて困難である関係から」家族労働を必要とするのであるが、たとえ資本主

義的大企業化がなされたとしても、「労働が峻厳な限定要素をなして、その生産能力を発揮し得ず、農業生産は必ず粗放形態を採る」こととなる。このように「沃野の耕作を粗放化……することは……農村を人口の砂漠」と化す。「即ち広大な面積が二三の農企業者と少数の賃労働者によりて占有・居住せられるに至り、農村人口は稀薄となる。」このような理由から、「吾人は……我が国農業に於ては……小農（家族農業経営＝筆者）維持政策が」、人口の佳良なる分布という目標達成のために「採用せらる可きものとする²⁴⁾」。

さらに、質的側面の任務遂行のための手段としての家族農業経営に関して、つぎのようにいう。「今日の資本主義経済社会機構に於ては、人口は不可避免的に集中する。……故に我が国の如き高速度の発展を遂げつつある国に於ては、充分なる不断の供給能力を持った人口資源を都市外に、即ち農村に持つことが……必要不可欠でなければならない。……更に過度の集中及び分業によりて……都市生活者にありてはその心身の発達が不可避免的に偏面化する。……ために……国家の人口構成に於て必ず都市人口と共に、農村人口を併存せしめて、農村に於ける自然的……生活によって深められ、更新せられた血液を不断に且つ多量に都市民に供給しなければならない。そのためには、小なりと云えども独立自営の、そして全心身の活動を要求せられる創意的活動力に富んだ小農（家族農業経営＝筆者）の血液を多量に供給し得る小農組織を以て最良とするであろう²⁵⁾。」

すなわち、以上のような論拠に立って、人口資源の量的・質的任務を同時に遂行しうる手段として、現実労働に占める「遊戯部分」の割合の比較的多い家族労働をもってその労働形態となすところの、家族農業経営が最適である、としたのである。

以上、戦前において、大槻氏がどのような装いでわが国農業生産における家族経営重視の政策提言を行ってきたかについて検討した。最後に、同様の検討を戦後についても行っておこう。

戦後、大槻氏がわが国策上、家族農業経営を重視した最大の理由は、巨大な農業労働人口に完全雇用を与えるための手段としてであったように思われる。大槻氏のかかる装い（すなわち、巨大な農業労働人口に完全雇用を与えることを国の目標として掲げたこと）は、敗戦直後のわが国農業、農村の疲弊し切った現状を背景にしたものであったし、また家族農業経営とは、農地改革という強行手段によって創設された自作農を意味していたが、いうまでもないことであろう。

それでは、家族農業経営が、巨大な農業人口に完全雇用を与えるための手段として最適であるとした大槻氏の主張の論拠は、どのようなものであったらうか。

「わが国の現実の農業問題は、千八百万という現農業人口を背負うて、いかにしてこれらに完全雇用を与えながら、その労働生産性を高めるか²⁶⁾」という問題であるが、「それはとりもなおさず、労働受容力の大きな生産方式又は経営方式の経営の実施・促進²⁷⁾」に他ならない。「労働受容力の大きな経営方式、すなわち、収益増進的集約性経営方式に適した経済形態ということになると、それは……何といっても家族経営経済制である²⁸⁾」として、大槻氏は家族経営の資本主義的大企業経営や共同経営に対する優越性を訴えた。

その論拠は、つぎのようなものであった。「集約的経営」は、「労働心の強い自主的自発的自己判断的に働く労働、さらに具体的にいうと、部分的経営者機能及び監督者機能をも兼備する労働、経営者の命令・指令及び監督者の監督を受けなくとも自主的に機能しうる」ところの「良質の労働を必要とする。」「しかるに現実の賃労働及び共同労働は、その本来的性質として経営者に命令・指令され、監督を受けて受身的に機能する労働である。かかる労働をもってしては、集約的な高度技術的な農業経営はこれを営むことができない。集約的・高度技術的な農業経営において特に必要とされる」労働は、「いかに経営規模が拡大され、機械化がおこなわれても……臨機応変的な、そして経営者の指図を待つ余裕なく自主的自己判断において、進んでみずから仕事をつくり出して機能する労働」である。そしてかかる労働は、「個性のもっとも高度に発達した国民の国といわれる欧米諸国においてさえも、賃労働及び共同労働にはもともとがたく、自営労働としての家族労働においてのみ期待できるのである²⁹⁾。」

この場合、大槻氏の頭には、当然のことながら自作農がイメージされていたが、以上のような論拠に立って、敗戦直後の巨大な農業労働人口に完全雇用を与えるための手段として、家族農業経営が最適であると結論したのである。家族労働に占める「遊戯部分」の割合は、大槻氏にあっては、相当大きいものと認識されていたことを、われわれは改めて確認しておく必要があるであろう。

- 17) 前出大槻『農業労働論』129頁。
- 18) 大槻正男「農土地所有贅沢論」(『大槻正男著作集第5巻・農業政策論』昭和53年、楽游書房所収) 17頁。
- 19) 「農業生産に於ては……生産行程の本質的主要部分を成す有機的・生産行程は、殊に我が国の如き風土の土地に於ては、その機械化が極めて困難である関係から……責任感と自発的な労働心とに富める優良質の労働(家族労働=筆者)を必要とする。」したがって、「如何に豊富なる資本と優れた企業能力とが供給されようとも(したがって資本主義的大企業化がなされようとも=筆者)、労働が峻厳な限定要素をなして、その生産能力を発揮し得ず、農業生産は必ず粗放化形態を採る。」「沃野の耕作を粗放化……することは……その国の農業生産力を低下せしめ」るため、生産力高揚のためには、「吾人は……我が国農業に於ては小農(家族農業経営=筆者)維持強化政策が依然として採用せらる可きものとする。」(前出大槻『農業労働論』114~115頁)
- 20) 前出大槻『農業労働論』15~16頁。
- 21) 前出大槻『農業労働論』10頁。
- 22) 前出大槻『農業労働論』18~19頁。
- 23) 大槻正男「米価政策の限界」(『大槻正男著作集第5巻・農業政策論』昭和53年、楽游書房所収) 111~112頁。
- 24) 前出大槻『農業労働論』114~115頁。
- 25) 前出大槻『農業労働論』129~130頁。
- 26) 大槻正男「農業における労働生産性と雇用の問題」(『農業総合研究』第5巻第3号、昭和26年) 125頁。
- 27) 前出大槻「農業における労働生産性と雇用の問題」131頁。
- 28) 前出大槻「農業における労働生産性と雇用の問題」155頁。
- 29) 前出大槻「農業における労働生産性と雇用の問題」155~156頁。